

第 59 回 基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成 27 年 6 月 25 日（月） 11 : 13 ~ 11 : 55

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

西村部会長、北村部会長代理、川崎委員、黒澤委員、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、前田委員、宮川委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付統計審査官

4 議 事

- (1) 平成 26 年度統計法の施行状況について
- (2) 平成 26 年度統計法施行状況に関する審議の進め方について
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 平成 26 年度統計法の施行状況について

総務省政策統括官室から、資料 1 に基づき説明が行われた。

- (2) 平成 26 年度統計法施行状況に関する審議の進め方について

事務局から資料 2 に基づき今後の審議の進め方の案について説明が行われ、原案のとおり了承された。

また、資料 3 の審議事項案については、事務局から説明が行われ、審議の結果、委員の了解が得られたため、以下のとおり基本計画部会において取り扱うこととされた。

- ① 担当府省が実施済みあるいは実施困難の結論を出しているとみなせる事項

国勢調査と社会教育調査に関する事項については、諮問審議の中で審議した上で答申しているため再度審議はしない。

残りの4事項については7月の本部会において担当府省に取組の説明を求める。

また、観光に関する統計の整備については、観光に関する統計の体系的な整備を進めることが課題になっていることから、観光に関する統計の整備について幅広く報告することを要請する。

- ② 平成26年度に取り組んだ事項の中で、委員が本年度の審議で重点的に確認しておくべきと考える事項

労働者区分については、委員の関心も強く、7月に追加的な説明を受ける。

ほかの事項については、部会終了後に各委員にメールで意見照会し、7月の部会で最終的に決定する。

(3) その他

次回の基本計画部会は、7月23日(木)の統計委員会終了後、中央合同庁舎4号館12階の共用1208特別会議室で開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>